

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理業者に対し行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 被処分者

- (1) 名称 有限会社旭産業
- (2) 住所 相模原市南区新磯野145番地1
- (3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業  
(許可番号：第09810012333号)

### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の一部の停止命令

令和6年4月26日から令和6年6月24日までの60日間、業の一部(産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含む)のうち、保管場所に新たな産業廃棄物を保管することに限る。)を停止すること。

### 3 処分年月日

令和6年4月25日

### 4 処分理由

被処分者は、保管している廃プラスチック類及びがれき類を主とする産業廃棄物について、保管量及び保管の最高の高さを変更していたにもかかわらず、法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定に基づく届出を行わなかった。また、その保管量及び高さについて、法第14条第12項の規定に違反して、法第12条第1項に定める産業廃棄物処理基準に従わず、産業廃棄物の収集又は運搬を行った。

これらの行為は、法第14条の3第1号に規定する「違反行為」に該当するため事業の一部停止を命ずるもの。

### 【問い合わせ先】

廃棄物指導課

電話：042-769-8335 (直通)

対応責任者氏名：江成